

議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年 9 月 3 日（月曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 10号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第 5 報第 11号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報第 12号 資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報第 13号 放棄した債権の報告について
- 日程第 8 諮第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同第 3 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第10 同第 4 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第11 同第 5 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第12 同第 6 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第13 同第 7 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第14 同第 8 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第15 同第 9 号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第16 同第 10号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第107号 財産の取得について
- 日程第18 議第108号 財産の取得について
- 日程第19 議第109号 財産の取得について
- 日程第20 議第110号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第21 議第111号 訴えの提起について
- 日程第22 議第112号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例について
- 日程第23 議第113号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第114号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第115号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第116号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第117号 下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例について
- 日程第28 議第118号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第119号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第30 議第120号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第31 議第121号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第32 議第122号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第33 議第123号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第34 議第124号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第35 議第125号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議第126号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第37 議第127号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議第128号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議第129号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議第130号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第41 認第1号 平成29年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第42 認第2号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第43 認第3号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第44 認第4号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第45 認第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第46 認第6号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第47 認第7号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第48 認第8号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第49 認第9号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第50 認第10号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第51 認第11号 平成29年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第52 認第12号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第53 認第13号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について

（追加日程1）

追加日程第1 報第14号 委員長報告

出席議員（14名）

議長	今井政嘉	1番	尾里集務
	2番 中島ゆき子	3番	田中副武

4番 今井政良
7番 宮川茂治
9番 伊藤嚴悟
11番 吾郷孝枝
13番 中島達也

6番 各務吉則
8番 中島博隆
10番 一木良一
12番 中島新吾
14番 中野憲太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部秀洋	副市長	村山鏡子
教育長	大屋哲治	監査委員	杉山好巳
市長公室長	桂川国男	総務部長	星屋昌弘
教育部長	今井藤夫	観光商工部長	細江博之
消防長	田口伸一	会計管理者	山中昌弘
金山市務局長	加藤宗広	健康福祉部長	岡崎和也
生活部長	二村忠男	建設部長	長江寛
環境部長	岩佐靖	農林部長	河合修
萩原振興所長	大坪仁文	下呂振興所長	齋藤和弘
馬瀬振興所長	藤澤友治	小坂振興所長	林利春
金山市務振興所長	澤田勤之		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村勝浩	書記	見廣洋始
書記	青木秀史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井政嘉君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成30年第5回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政嘉君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番 一木良一君、11番 吾郷孝枝さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今井政嘉君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は26日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（今井政嘉君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりであります。ごらん願います。

◎報第10号について（報告・質疑）

○議長（今井政嘉君）

日程第4、報第10号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について報告を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報第10号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。平成30年9月3日提出。

事業報告及び決算につきましては、5月11日に開催されました文化財団の理事会及び5月28日の評議員会で承認をされたものでございます。

それでは、次のページからの平成29年度事業報告書と収支決算書3ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、事業報告でございます。

下呂交流会館指定管理事業につきましては、例年開催されるスポーツ大会や合宿に加えて、昨年10月に「商工会女性部全国大会 in 清流の国」が延べ2,400人規模で、ことしに入りまして2月には「東海4県スポーツ推進委員研究大会」が延べ4,500人規模で開催をされております。どちらも2,000人の宿泊者がございました。

自主事業につきましては、クラシック、フォーク、ジャズ、演劇、映画に加えて、市民協働で行う「シナジーナイト」を4公演、日本の歌を観客とともに歌う「おしゃべりコンサート」、演劇などのジャンルのファンづくりを目指し昨年度から開始をしております好評いただきました「プレトーク付き鑑賞会」では、下呂交流会館の公演と都市部の劇場で開催される公演をセットにし、劇場に向かうバスと帰りのバスの中で勉強会を行う4つのプランの実施、市民交流イベント「ハートビート下呂2017」及び「まめ1ライブ」ではアクティブサポーターズとともにジュニアサポーターズにも運営の中核を担ってもらい、市民協働の新しい展開となってきております。また、ゴールデンウィーク中には恒例となったピアノ体験イベントも開催されております。

しかしながら、平成29年度の利用者数は約7万9,400人で、対前年5,700人の減少となりました。これは、平成28年度は全国レクリエーション大会を初め多くの大規模な大会の利用があったことによるものでございます。

また、会館の安全性と利便性をより向上させるために、アリーナの壁保護マット用のレールの設置、アリーナの床と壁面にコンセントの増設、また屋外に倉庫及び収納庫を設置しておられます。

基本財産運用収入において実施をしますふるさと文化振興事業につきましては、鑑賞事業としてアメリカ人ミュージシャンによる「ジョー・トループの世界」、市内出身でヨーロッパで活躍され最近帰国されたフルート奏者、中島麗さんを母校の菅田小学校、金山中学校にお招きし、演奏とお話を聞く会として、「ようこそ先輩」を、また栃木県の画家、澤田氏の作品展、「益田西国三十三観音霊場」を開催されております。文化に関する研究会、講演会として「歴史探訪X

IV」では、郷土史研究家の小池氏の御協力を得て下呂地区を探訪、また「ふるさと講座」でも郷土史研究家の遠藤氏に「飛騨国大騒動太畧記」を読み下し文で解説いただき、益田の明治維新を探る講座を行っていただいております。

地域文化の発展のため市民の自主的な芸術、文化活動7件に対してふるさと文化振興助成金の交付もされております。

4ページは、平成29年度の理事会・評議員会の開催状況でございます。

5ページは役員名簿、6ページから12ページは平成29年度の実施事業の詳細を示しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

それでは、平成29年度決算につきまして、14ページをお開きいただきたいと思っております。

貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産では、現金預金、未収金、つり銭準備金合わせて2,720万7,061円、固定資産では、基本財産として、定期預金、投資有価証券合わせて1億円となっております。

資産合計は、1億2,720万7,061円でございます。

負債の部、流動負債では、未払金2,225万514円。主なものは、指定管理料の剰余金の返還金といたしまして1,755万4,209円、そのほか3月分の電気料金などでございます。

未払消費税等の133万9,900円は、消費税の確定によります金額となっております。

これら全て負債の合計は、2,413万4,554円となっております。

次の15ページは、正味財産の増減計算書でございます。

15ページをお開きください。

一般正味財産増減の部では、経常収益は基本財産の受取利息、事業収益、この事業収益は主に指定管理料で、合計で1億3,806万3,555円となっており、事業や管理に要した経常経費の合計が1億3,813万1,122円で、当期の経常増減額はマイナスの6万7,567円となりました。経常外増減の部では、一般正味財産に加えるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして、正味財産期末残高が1億307万2,507円となっております。

16ページは、今申し上げました15ページの明細でございまして、文化財団のふるさと文化振興事業、それから下呂市からの指定管理事業、財団の法人会計に分けた明細となっております。

17ページは、今ほど説明をいたしました財務諸表に対する注記で、基本財産の1億円の内訳などとなっております。

19ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容となっております。

20ページは財団の監事によります監査報告で、平成30年5月10日に監査をいただいております。

21ページから、平成30年度の事業計画、収支予算となっております。

22ページをお開きいただきたいと思っております。

平成30年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画でございます。

平成30年度は、来館者が数千人に及ぶような大規模なコンベンションは予定をされておられません、大会や合宿等は例年どおり順調に予約が入っております。これまでどおり利用者ごとのオ

一ダマーメイドな対応を行うこと、ホスピタリティーあふれる気持ちで接客に当たることを心がけられるとともに、下呂温泉観光協会が開催されます誘致宣伝委員会において情報の交換や収集を行うこと、コンベンションビューローと連携をとりながら市外、県外からの誘致を図ることやグランドゴルフ大会等で平日のシニア層の誘致を図ることとされております。

下呂交流会館は、開館後9年目を迎え、施設のメンテナンスや機材の更新がさらにふえることが予想されます。常に安全で利用しやすい施設であるよう、適切にこれらを行うことに心がけられ、自主事業では鑑賞型としてポップス、演歌、クラシック、映画などの公演を、普及型として参加者へのアウトリーチと会館でのワークショップを組み込んだピアノ三重奏公演、新企画として子供が楽しめる企画を5月から11月に5回シリーズで行われる予定であります。また、平成28年、29年度に続き、事前勉強と都市部での公演の鑑賞をセットにした「大人のためのワークショップ“井戸端会議”」としてオーケストラ、ピアノ、歌舞伎、ミュージカル等を「たくみ隊」「もてなし隊」などアクティブサポーターズや一般市民と協働しながらシナジーナイトの4公演、また幅広い世代が楽しめるイベント「ハートビート下呂」、市民出演型イベント「まめ1ライブ」等の市民参加、市民交流事業を進めるとされております。

基本財産運用収入により実施しますふるさと文化振興事業については、文化に関する研究会、講演会として歴史探訪及びふるさと講座の開催、また市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化・芸術の定着を目指す団体等に対して、ふるさと文化振興助成金を活用して支援を行うこととされております。

23ページから27ページが今年度の事業内容となっております。

28ページ、29ページは30年度の収支予算書となっております。

事業活動収入としまして、指定管理料1億3,084万2,000円を含め、合計で1億5,290万円を見込んでおられます。

事業活動支出では、ふるさと文化振興事業、交流会館の指定管理事業、交流会館の自主事業の経費として1億5,290万円が計上されております。

この予算につきましては、本年2月26日の理事会、3月12日の評議員会で承認をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第10号の報告を終わります。

◎報第11号及び報第12号について（報告・質疑）

○議長（今井政嘉君）

日程第5、報第11号 健全化判断比率の報告について、日程第6、報第12号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、報第11号、財政健全化判断比率について御報告させていただきます。

議案書の30ページをお開きください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に係る財政健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

下呂市の平成29年度の比率は、報告書のとおりでございます。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字、または資金剰余金が生じているため、比率はございません。

実質公債費比率は、前年度より0.5ポイント悪化して、13.3%でございます。この比率は、過去3年間、平成27年度から29年度の平均で算出するもので、単年度比率で見ますと、平成29年度は平成28年度に比べ0.4ポイント改善をしておりますけれども、平成26年度の単年度比率11.9ポイントが平成29年度単年度比率13.3%に入れかわったことから、3年平均では昨年度を下回る事となったというものでございます。

将来負担比率につきましては、将来負担額を充当可能財源を上回ったため、将来負担比率がなくなりました。これは大型建設事業等により地方債の現在高が7億9,979万7,000円の増、また充当可能な基金が3億6,131万1,000円の減で、比率を悪化させる要因となったものの、公営企業債と繰り入れ見込み額は12億9,970万7,000円減少したことから、分子の額が大きく減少し、将来負担比率の改善となったというものでございます。

下呂市におきましては、いずれの比率も国の示した早期健全化基準を下回っており、健全段階でありますので、御報告をさせていただきます。平成30年9月3日提出でございます。

続きまして、31ページをお開きください。

報第12号、資金不足比率について報告させていただきます。

この報告につきましても、報第11号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、各公営企業会計の平成29年度決算に係る資金不足比率を下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

本来なら、公営企業会計ごとに担当部局より報告すべきものですが、総務部でまとめて報告させていただきます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の事業規模に対する比率であり、国が示す経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

下呂市におきましては、報告書のとおり資金不足が生じた公営企業会計はないため、平成29年度の資金不足比率については、該当はないことを報告させていただきます。平成30年9月3日提出。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

ただいま報告がありました報第11号及び報第12号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査がなされており、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

それでは、お手元に配付されております平成29年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらんください。

2枚目に審査結果を載せております。

この審査は、市長から提出されました平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の期間は、7月20日から8月8日までです。

審査の結果、審査に付されました、先ほど報告の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

これより本2件の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第11号及び報第12号の報告を終わります。

◎報第13号について（報告・質疑）

○議長（今井政嘉君）

日程第7、報第13号 放棄した債権の報告について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の32ページをお開きください。

報第13号 放棄した債権の報告について。

下呂市債権管理条例第16条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。平成30年9月3日提出。

1 ページめくってください。33ページでございます。

放棄した債権の一覧表でございます。

まず水道料金、上下水道課分でございますが、放棄事由とございます。1号、3号、4号とございます。その放棄の理由の概要につきまして、表の下に書いてあるとおりでございます。

まず第1号、水道料金の関係で、人数につきましては28人、件数263件、金額85万313円、放棄した年月日は平成29年12月20日でございます。続きまして、1号事由、1人、件数は29件、金額5万9,756円。第3号、人数が2人、件数が5、金額は6,933円。第4号、人数が20、件数が96件、57万3,723円。同じ水道料金ですが、一番右の欄の放棄年月日、こちらが決済日でございますけれども、それによって分けられております。合計では、51人の393件、149万725円でございます。

その下、市営住宅使用料でございます。理由は第3号事由でございます。1人、件数が47件、これは月単位で件数をカウントしておりますのでこういう数字になります。金額が113万7,100円、放棄年月日が平成30年1月11日。

その下が土地使用料でございます。第4号事由でございます。人数が1人、件数も1件、金額は6,625円、平成30年3月27日でございます。

土地建物貸付料、第4号事由で、人数が1人、件数が3件、194万3,737円でございます。平成30年3月27日提出でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

この表の真ん中に市営住宅の使用料とあります。これが放棄事由として第3号で人数1人で、件数が47件、113万7,100円ということになっておりますが、この市営住宅の使用料が第3号の相続人不存在または相続放棄という項目に当たるということがちょっと理解しにくいんですが、その辺を説明していただきたいと思います。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

こちらに書いてあるとおりでございますけれども、まず47件でございますが、これも市営住宅につきましても月単位ということになっております。相続人不存在または相続放棄ということで

ございますので、事実そういうことはあるということでございます。詳しいこちらの内容につきましては、生活部のほうで担当しておりますので、ちょっとそちらのほうで御答弁させていただきます。

○議長（今井政嘉君）

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

今、議員の御質問でございますが、今、総務部長も申しましたように、このとおりなんではございますが、相続人というのは、誰でも親族というのがおるものでございますが、ひとり身の方でもう相続する者もないというひとり身の方ということでございます。

また、相続放棄というのは、相続する人間がいないということです、死亡されたり行方不明になったりしますと、もうその本人以外はいないということでございますので、こういった理由になるということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

いろいろ入居者に対しては諸事情が出てくると思いますけれども、この入居に当たって契約書がありますよね。契約書の契約を交わす際に、連帯保証人をとっておられると思うんですが、それが失効した、要するに連帯保証人もなしになるということなんですか。そこがちょっと、例えば入居される本人が連帯保証人を設けて入居されると。そして途中でその連帯保証人が亡くなった場合は、保証人が新たに必要になってくるわけですね。本人がひとり身ということで、連帯保証人は継続したり更新したりということはないわけなんですか。その辺はどういう対応をとっておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（今井政嘉君）

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

今の相続で、先ほど申したことで、連帯保証人はもちろん入居されるときに2人っております。ただし、そのうちにもしその連帯保証人の方が亡くなった場合は、もう一度とるようにはしております。ただし、先ほど申しましたように、ひとり身の方でこの温泉のほうに昔来られた方というのは、もちろん知り合いもございませんし、それで親族もさっきも言ったようにいないという形になります。その中で、1人欠けた段階でその住宅をじゃあ退去してくださいということは、うちの規則上はありませんので、そういうことはできないということで、そのまま住み続けていただいておりますというのが現状でございます、本当はとるべきというのは議員御指摘のとおりなんです、とれる人についてはとり直して提出していただいておりますというのが実態でございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

そういったことだと、やっぱりひとり身という事情を抱えておられて、非常に対応が難しいと思うんですが、やはり税金を扱っておっていただく以上はそこは今後何らかの工夫を考えていただくか、対応を再考していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（今井政嘉君）

ほか質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第13号の報告を終わります。

◎諮第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

日程第8、諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（服部秀洋君）

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、上野久美子氏、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成30年9月3日提出。

提案理由、人権擁護委員 上野久美子氏が、平成30年12月31日に任期満了となるためでございます。

以上、よろしく御審議のほうお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました諮第4号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は上野久美子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第4号については上野久美子さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第3号から同第10号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

日程第9、同第3号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第10、同第4号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第11、同第5号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第12、同第6号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第13、同第7号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第14、同第8号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第15、同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第16、同第10号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上8件を一括議題といたします。

同第3号から同第10号までの8件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第3号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。平成30年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

氏名、大前侑三さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域、条例第3条第2号 社会福祉の向上。功績、保護司として、社会福祉の向上に貢献。

次ページをお願いいたします。

同第4号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求める。平成30年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めため。

氏名、江馬雅人さん、住所、年齢は記載のとおりです。表彰領域は、条例第3条第2号 社会福祉の向上。功績、保護司として、社会福祉の向上に貢献されました。

次ページをお願いします。

同第5号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求める。平成30年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認める。

氏名、中川功さん、住所、年齢は記載のとおりです。表彰領域、条例第3条第2号 社会福祉の向上。功績、保護司として、社会福祉の向上に貢献されました。

次ページをお願いします。

同第6号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求める。平成30年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

氏名は、今井直人さん、住所、年齢は記載のとおりです。表彰領域、条例第3条第3号 保健衛生の向上。功績、学校医として、保健衛生の向上に貢献をされました。

次ページをお願いします。

同第7号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求める。平成30年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

氏名、細江昭比古さん、住所、年齢は記載のとおりです。表彰領域、条例第3条第3号 保健衛生の向上。功績、学校医として、保健衛生の向上に貢献をされました。

次ページをお願いします。

同第8号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求める。平成30年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

氏名、今枝由貴さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域、条例第3条第3号 保健衛生の向上。功績、学校薬剤師として、保健衛生の向上に貢献をされました。

次ページをお願いいたします。

同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求める。平成30年9月3日。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認める。

氏名、松波民善さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域は、条例第3条第6号 教育、文化、スポーツまたは科学技術の振興。功績、下呂市文化財審議委員として、教育、文化、スポーツまたは科学技術の振興に貢献をされました。

次ページ、お願いいたします。

同第10号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により議会の同意を求める。平成30年9月3日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるため。

氏名、大島晃司さん、住所、年齢は記載のとおりです。表彰領域、条例第3条第7号 住民生活の推進または民生安定。功績、行政相談員として、住民生活の推進または民生安定に貢献をされました。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本8件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明をいただきました同第3号から同第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第3号から同第10号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本8件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本8件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第3号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第3号については同意することに決定いたしました。

同第4号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第4号については同意することに決定いたしました。

同第5号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第5号については同意することに決定いたしました。

同第6号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第6号については同意することに決定いたしました。

同第7号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第7号については同意することに決定いたしました。

同第8号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第8号については同意することに決定いたしました。

同第9号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第9号については同意することに決定いたしました。

同第10号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第10号については同意することに決定いたしました。

◎議第107号から議第109号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

日程第17、議第107号 財産の取得について、日程第18、議第108号 財産の取得について、日程第19、議第109号 財産の取得について、以上3件を一括議題といたします。

最初に、議第107号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の43ページをお開きください。

議第107号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、業務用パソコン200台、これは職員用でございます。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得価格、2,480万7,600円。4. 取得の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地3、株式会社飛驒コンピュータサービス代表取締役 日下部鉄彦。平成30年9月3日提出。

提案理由でございます。業務用パソコン購入の予定価格が、下呂市議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

1枚めくっていただきまして、44ページをお開きください。

入札執行結果公表一覧でございます。

内容は以下のとおりでございます。入札日は本年8月20日でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第108号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の45ページをお開きください。

議第108号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、消防ポンプ自動車（CD-I型）1台。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得価格、1,937万5,200円。4. 取得の相手方、岐阜県高山市昭和町3丁目178、丸新消防株式会社代表取締役 谷口欣也。平成30年9月3日提出。

提案理由でございます。下呂市消防団萩原方面隊第2分団第2部（上上呂）に配備の消防ポンプ自動車が、購入後24年を経過し、経年劣化のため災害対応に支障を来しております。消防ポンプ自動車を再配備するための予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

1枚めくっていただきまして、46ページ、入札執行結果公表一覧表でございます。

消防ポンプ自動車の入札価格、入札結果はこちらに記載の内容でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第109号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、議案書の47ページをお願いいたします。

議第109号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

1. 取得する財産、北部学校給食センター備品（食器・食缶）一式でございます。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得金額、3,606万1,200円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市茜部寺屋敷2丁目3番地、タニコー株式会社岐阜営業所所長 宮弘光。平成30年9月3日提出。

提案理由です。北部学校給食センター改築事業に伴う備品購入の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

次のページをお願いいたします。

入札執行結果公表一覧表です。物品の概要ですが、北部学校給食センター最大で2,500食分の食器、これは御飯用、汁用のおわん、仕切り皿、カレー皿、箸、フォーク等です。それから食缶については、御飯用、汁用、揚げ物用、あえもの用等でございます。

記載の4社により指名競争入札を行った結果、タニコー株式会社岐阜営業所が落札したものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明をいただきました議第107号から議第109号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第107号から議第109号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第107号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第107号は原案のとおり可決されました。

議第108号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第108号は原案のとおり可決されました。

議第109号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第109号は原案のとおり可決されました。

◎議第110号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第20、議第110号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議第110号の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま上程をされました議第110号の補正予算（第6号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、去る6月及び7月に発生をいたしました豪雨災害で被災した道路、河川、橋梁及び林道の復旧工事に対する施設整備工事費と、それに伴う歳入予算の補正であります。

国・県支出金の対象審査となる災害査定が今週から始まり、査定終了後少しでも早く工事に着手したいことから、通常の補正予算とは分けて上程をさせていただくものでございます。

総額で約13億7,000万円と多額な補正額でございますが、早急なる災害復旧対応のためにも御

理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては、総務部長より説明申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第110号の詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、下呂市一般会計・特別会計・企業会計補正予算書をお開きください。

まず、1ページでございます。

議第110号、下呂市一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を申し上げます。

平成30年度下呂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億7,065万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも265億7,849万3,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の補正で、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものです。平成30年9月3日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。主な内容につきまして御説明申し上げます。

14款国庫支出金、国庫負担金7億7,158万5,000円の増は、公共土木施設災害復旧費負担金として事業費の3分の2を計上しました。

15款県支出金1億1,347万3,000円の増は、林業施設災害復旧費補助金として奥地林道は事業費の65%、その他林道は事業費の50%で計上をしました。

21款市債4億8,560万円の増は、林業施設災害復旧債として県補助残の90%を、公共土木施設災害復旧債として国庫負担金残の100%を計上しました。

その下は歳出でございます。

11款災害復旧費13億8,575万7,000円の増額は、農林水産業施設災害復旧費として、林道18路線27カ所の路側、山どめ等の災害復旧工事2億2,895万7,000円と公共土木施設災害復旧費として普通道路18路線25カ所、河川42本69カ所、橋梁3路線3カ所の災害復旧工事11億5,680万円を計上しました。

14款予備費1,509万9,000円の減額は、財源調整の分でございます。

3ページに移りまして、第2表 地方債補正の追加です。

災害復旧債の林業施設災害復旧事業は限度額を1億40万円に、公共土木施設災害復旧事業は限度額を3億8,520万円に設定しました。市債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

少し飛びますが、8ページをお開きください。

地方債の調書でございます。

表の右下が平成30年度末の残高見込み額ですが、235億3,772万8,000円となる見込みです。

以上で、平成30年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議よろしく
お願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第110号については、お手元に配付してあります付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第110号は予算特別委員会に付託することと決定いたしました。

休憩いたします。なお、再開は館内放送にてお知らせいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りいたします。報第14号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、報第14号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第14号について

○議長（今井政嘉君）

追加日程第1、報第14号 委員長報告を議題といたします。

本定例会において付託しました議第110号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

定例会初日の本日、当委員会に審査を付託されました議第110号 平成30年度下呂市一般会計

補正予算（第6号）について、11時から第1会議室において、委員全員と市長を初め執行部の出席をいただき審査をいたしました。

今回の補正は、市内を襲った豪雨災害の査定を受け、復旧工事を速やかに行うためのものです。

審査結果は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第110号について（質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第110号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第6号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第110号については委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第111号から議第118号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第21、議第111号 訴えの提起について、日程第22、議第112号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例について、日程第23、議第113号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第114号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第115号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例について、日程第26、議第116号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第117号 下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例について、日程第28、議第118号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、以上8件を一括議題といたします。

まず初めに、議第111号について提案理由を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の49ページをお開きください。

議第111号 訴えの提起について。

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成30年9月3日提出。

1. 相手方、東京都港区虎ノ門一丁目7番12号、沖電気工業株式会社代表取締役 鎌上信也。
岐阜県岐阜市六条北四丁目10番7号、中央電子光学株式会社代表取締役 日比泰雅。

2. 訴えの趣旨、(1)相手方らに対し、損害賠償金として各自連帯して金6,867万円の支払いを求める。(2)相手方らに対し、訴訟費用の負担を求める。

3. 訴えの理由でございます。市が中央電子光学株式会社下呂支店と平成23年9月2日に締結した消工第1号消防救急デジタル無線整備工事の請負契約（以下「本件契約」という。）に関し、平成29年2月2日に、公正取引委員会から市が納入した消防救急デジタル無線機器の製造販売業者である沖電気工業株式会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が出されました。

また、排除措置命令書には「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし」と記載されており、中央電子光学株式会社は「特約店」に該当いたします。

以上のことから、本契約に関して市がこうむった損害について、本件契約約款第47条の3第1項に基づく違約金に相当する額（請負代金額の10分の1に相当する額）及び第2項に基づく違約金（違約罰）に相当する額（請負代金額の10分の1に相当する額）を合わせた請負代金額の10分の2に相当する額を支払うよう、市は平成30年7月4日に相手方らに損害賠償請求を送付しましたが、支払い期限の平成30年7月27日までに支払いに応じなかったことを受け、訴えを提起するものでございます。

4. 訴訟遂行の方針、(1)弁護士を訴訟代理人とする。(2)第1審判決の結果必要がある場合は上訴する。(3)ここに議決を求める訴えは、既に係属している市長を被告とする損害賠償請求住民訴訟事件（平成30年（行ウ）第10号）の請求の趣旨と合致するものであり、その裁判に関しては弁護士に委託し対応中であります。

今回の訴えの提起時期に関して、この住民訴訟の推移を見て適切な時期に行うことを考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第112号、議第113号について、提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

議案書の51ページをお開きください。

議第112号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例について。

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例を別紙のとおり定める。平成30年9月3日提出。

提案理由でございます。働きながら子育てを可能とするモデルの確立、就業マッチングに取り組む女性の就業機会を広げる中心的役割を担う施設として、下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設を設置するため、当該条例を設置するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。57ページをお開きください。

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例要綱。

1. 制定理由、地方創生の取り組みの一環として、働きながら子育てを可能とするモデルの確立や、就業マッチングに取り組むことで女性の就業機会を広げるための拠点を目指します。

特に子育て世代の女性の活躍の場を広げ、市内の働き手不足を解消する中心的役割を担う施設として下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設を設置するため、当該条例を制定するものでございます。

2. 概要、(1)設置といたしまして、働きながら子育てを可能とするモデルの確立、就業マッチングに取り組むことで女性の就業機会を広げるため、下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設を設置します。第1条関係でございます。

(2)名称及び位置、施設の名称は、下呂市オーガニックワークプレイスとし、下呂市森2312番地6に位置します。オーガニックワークプレイスとは、人と人、仕事と子育て、異業種の仕事と仕事、趣味と実益などの多様な対立軸が隔たりなく有機的につながる仕事や活動の場という意味でございます。第2条関係でございます。

(3)事業といたしまして、施設が行う事業は下記のとおりとします。

1. 独立した仕事、会議及びワークショップ等を行う共働空間（コワーキングスペース）を運営すること。

2. 女性の就業機会の拡充、働きながら子育てを可能とするモデルを確立すること。

3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）につながる情報発信に関すること。

58ページへ参りまして、4. その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。第3条関係でございます。

(4)指定管理者による管理と指定管理者の指定の手續等、地方自治法に規定する指定管理者に施設の管理を行わせることとし、指定管理者の指定手續は下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例の定めによります。第4条、第5条関係でございます。

(5)指定管理者が行う業務、指定管理者の責務、指定管理者が行う業務は、第3条に規定する

業務を初め、施設等の維持管理や利用の承認、利用料に関する必要な業務などです。指定管理者の責務として、施設の目的に沿った事業運営を行うこと、また施設に関する業務の譲渡、転貸の禁止を定めております。第6条、第7条関係でございます。

(6)開館時間では、施設の開館時間は9時30分から22時までとします。ただし、火曜日から金曜日までの16時以降と土曜日並びに日曜日は予約時間のみ開館します。

指定管理者は、必要に応じて市長の承認を得た上で、開館時間を変更できることを定めております。第8条関係でございます。

(7)休館日では、休館日は月曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

指定管理者は、必要に応じて市長の承認を得た上で、休館日の変更や臨時に休館日設けることができることを定めております。第9条関係でございます。

(8)利用の許可及び制限を第10条で、59ページへ参りまして、(9)利用権の譲渡等の禁止を第11条で、(10)利用許可の取り消し等を第12条で、(11)利用者の義務を第13条でそれぞれ定めております。

(12)利用料の納付、利用料は別表に定める額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、利用者は利用料を利用する前に納付することとします。

また、利用料は指定管理者の収入とします。第14条関係でございます。

(13)利用料の減免、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料の減額や免除をすることができることを定めております。第15条関係でございます。

(14)利用料の返還については第16条で、60ページへ参りまして、(15)入館の制限を第17条で定めております。

(16)では、利用者の施設利用後の原状回復、損害賠償の義務について、第18条、第19条で定めております。

(17)施行期日、この条例は、平成31年3月1日から施行します。附則第1項関係。

(18)準備行為、本条例による指定管理者の指定の手續等の準備行為について、この条例の施行日の日より前にできることを定めております。附則第2項関係でございます。

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例に係る説明は以上でございます。

続きまして、議第113号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の61ページをお開きください。

議第113号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について。

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年9月3日提出。提案理由でございます。6月末からの豪雨災害の復旧に際して多額の費用が見込まれることから、全国より広く寄附金を募集し、迅速な災害復旧の費用に充てるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明申し上げます。63ページをお開きください。

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じでございますので、省略いたします。
2. 概要、(1)対象事業に市長の特認事項を加えます。第2条第7号関係でございます。

(2)寄附金の管理運用につきましては、通常は基金に一旦積み立てて、その後対象事業の財源とすることとしているものを、市長が特に認めた場合に基金に積み立てることなく、対象事業の財源に充てることができることを規定しております。第3条第2項関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月29日から適用します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（今井政嘉君）

休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議第114号から議第116号までの提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書64ページをお開きください。

議第114号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年9月3日提出。

提案理由、平成30年度介護保険制度改正により、介護保険料算定のための合計所得金額から収用等特別控除額を控除することとなったこと、国の指導を踏まえ、家族介護用品券を地域支援事業としての支給から段階的に市町村特別給付としての支給に移行することとなったこと及び低所得者の保険料負担軽減措置がとられていることを明確にすることとなったため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱にて説明をさせていただきます。69ページをお開きください。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので省略いたします。
2. 概要、(1)低所得者の保険料負担軽減措置がとられていることを明確にします。また、介護保険料算定のための合計所得金額から、収用等特別控除額を控除することとします。第2条関係でございます。

(2)要介護3、4または5と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者に対し、家族介護用品券を市町村特別給付として支給することとします。第12条の2関係でございます。

(3)第2条の改正に伴い、租税特別措置法の法律番号を削るものです。制定附則第6項関係でございます。

(4)家族介護用品券を市町村特別給付として支給する対象を段階的に拡大します。制定附則第13項関係でございます。

(5)この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成30年度の保険料から適用します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の70ページをお開きください。

議第115号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成30年9月3日提出。

提案理由、当該条例の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて改正されたため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱にて説明させていただきます。76ページをお開きください。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要、(1)家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、下記①及び②の要件を満たすと認める場合には、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A、B）または事業所内保育事業を行う者（以下、「小規模保育事業A型事業者等」といいます。）を、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができることを規定します。

①家庭的保育事業者等と連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

②連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。第6条第2、3項関係でございます。

(2)家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができる者として市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とすることを規定します。第16条第2項第4号関係でございます。

(3)附則第2条第1項の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とします。制定附則第2条第2項関係でございます。

(4)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の78ページをお開きください。

議第116号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年9月3日提出。

提案理由でございます。現在閉所している下呂市立国民健康保険診療所である西村出張診療所を廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱にて説明させていただきます。80ページをお開きください。

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので省略いたします。
2. 概要、(1)西村出張診療所を、下呂市立国民健康保険診療所から除外します。第2条関係でございます。

(2)この条例は、平成30年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。3議案につきまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第117号の提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書81ページをお開きください。

議第117号 下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例について。

下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。平成30年9月3日提出でございます。

提案理由でございますが、下呂市緑地等利用施設である馬瀬地域のキャンプ場2施設について、公の施設の見直し方針に基づき、カオレオートキャンプ場を譲渡民営化し、老谷ささやき自然公園を廃止するため、当該条例を廃止するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきますので、83ページをお開きください。

下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例要綱でございます。

1の廃止理由につきましては、提案理由と同じでございますので省略させていただきます。

2の概要でございます。(1)下呂市緑地等利用施設条例を廃止します。本則関係でございます。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第118号の提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、議案書84ページをよろしくお願ひいたします。

議第118号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年9月3日提出。

提案理由でございます。公営住宅法施行規則が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

86ページをお願いいたします。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由は、提案理由と一緒にございますので省略させていただきます。

2. 概要、引用している条項を改めます。第13条、第14条関係。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本8件に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

ただいま提案されました議第117号について、ちょっと質疑させていただきます。

この下呂市緑地等利用の施設というか、馬瀬のキャンプ場2施設なんですけど、オートキャンプ場につきましては、譲渡民営化ということでこのまま継続でやっていただけるということでございますが、老谷ささやき自然公園につきましては廃止ということでございます。この施設につきましては、唯一馬瀬にあるキャンプ場なんですけど、施設等年数はたっておりますが、まだ利用可能ということでございますので、その辺を踏まえて何とか民営化ないし地元のほうで利用ができるような方向でしていただきたいと思っておりますので、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（今井政嘉君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

ただいまの尾里議員の御質問でございますけれども、ささやき自然公園につきましては、地元の区との今調整をしているところでございます。まだ詳細にはお伝えできませんけれども、今その調整を行っているところだということは御理解いただきたいと思います。

○議長（今井政嘉君）

ほか質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

議第111号から議第118号までの8議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第119号から議第130号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第29、議第119号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第7号）、日程第30、議第120号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第31、議第121号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第32、議第122号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第33、議第123号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第34、議第124号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、日程第35、議第125号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第36、議第126号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第37、議第127号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第38、議第128号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第39、議第129号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第40、議第130号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括議題といたします。

議第119号から議第130号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程されました議第119号から議第130号までの補正予算につきまして、提案理由の概要を申し上げます。

まず、全会計に共通するものとしたしましては、前年度繰越金の確定、前年度事業精算による補正とこれらに伴う各会計間の繰入金、繰出金の調整、基金の増減などがございます。

個別で主なものを申し上げます。

まず、一般会計の歳入でございますが、普通交付税の交付額確定による増額、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付決定による減額、財政調整基金繰入額の減額、特別会計繰入金過年度精算分の増額、繰越金確定に伴う増額と基金積み立て、後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度精算分）の戻し入れ、市債の調整に伴う補正が主なものでございます。

歳出につきましては、豪雨災害に関連したものといたしまして、災害時相互応援協定に基づく県と県内市町村からの応援職員の経費、地域経済の活性化と景気好循環を図るためのプレミアム商品券発行事業への助成、雨量計や水位計の増設費、雨量情報監視システムの整備費など、豪雨

災害以外では、市営住宅三原住宅用地の返還に向けた所要の経費、民間ブロック塀等の撤去費に対する補助金新設、異常な暑さに対応する小・中学校空調整備に向けての実施設業務費、給食センター整備に伴う給食管理システムの導入経費。以上でございます。

各特別会計、企業会計の補正予算につきましては、先ほど述べましたように、平成29年度繰越金の確定と国・県の補助事業の確定、会計間における繰入金、繰出金の補正と関係する基金の増減調整も合わせたものでございます。

なお、詳細につきましては、各担当部長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第119号から議第121号までの3議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、御説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きください。

議第119号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を申し上げます。

平成30年度下呂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも268億5,102万3,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。平成30年9月3日提出。

10ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。主な内容につきまして御説明申し上げます。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により4億5,551万8,000円の増額でございます。

14款国庫支出金、国庫補助金4,020万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の決定に伴う補助率の低下と事業費調整が主なもので、社会資本整備総合交付金では742万円の減額、防災・安全交付金では、道路事業が2,729万4,000円の減額、橋梁事業が990万3,000円の減額、交通安全事業が16万4,000円の増額となりました。また、住宅・建築安全ストック形成事業は、事業費増に伴う補助金増が424万5,000円となりました。

15款県支出金、県補助金1,288万8,000円の増額は、総務費の個人番号カード交付補助金244万4,000円、衛生費の公衆浴場設備改善対策事業補助金238万5,000円、農林水産業費の強い畜産構造改革支援事業補助金364万9,000円の増額が主なものでございます。

17款寄附金950万9,000円の増額は、災害復旧費への寄附金8件221万8,000円、ふるさと寄附金

484件685万1,000円が主なものでございます。

18款繰入金、基金繰入金5億84万円の減額は、財政調整基金繰入金5億円の減額が主なものです。

特別会計繰入金4,895万3,000円の増額は、各特別会計の過年度精算分が主なものです。

19款繰越金2億364万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

11ページへ参りまして、20款諸収入4,552万5,000円の増額は、雑入として下呂交流会館指定管理料の過年度精算に伴います返還金1,755万4,000円の増額、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算分2,581万9,000円の増額が主なものでございます。

21款市債3,323万6,000円の増額は、臨時財政対策債発行可能枠決定に伴う増額3,193万6,000円が主なものでございます。

12ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費1億2,510万円の増額は、繰越金の確定に伴う財政調整基金への法定積み立ての増額1億200万円、災害時相互応援協定による応援職員3名分の負担金の増額453万2,000円、マイクロボス不調に伴う10人乗り公用車の購入費401万6,000円の増額、ふるさと納税を活用した女性の働き方改革推進事業に伴うワーキングスペース改修工事費の増額509万4,000円、戸籍住民事務費臨時で今年度中の対応が必要なシステム改修費用の追加410万4,000円が主なものでございます。

3款民生費は1,930万円の増額で、福祉医療費助成事業臨時の事業費精査に伴う国・県の返還金1,348万1,000円が主なものでございます。

4款衛生費は1,683万9,000円の増額で、市内の公衆浴場施設改修への補助が2件で357万8,000円の増額、クリーンセンターでの利用汚水を安定的に確保するための修繕工事と水脈調査で476万2,000円が主なものでございます。

6款農林水産業費のうち、農業費は282万5,000円の減額で、アグリチャレンジサポート事業対象者1名の増に伴う給付金の増額100万円、強い畜産構造改革支援事業の新規就農者分及びGAP認証取得予定法人への施設整備補助金の増額443万6,000円と、下水道事業特別会計繰出金で繰越金の確定による1,400万8,000円の減額との差額でございます。

7款商工費は1,323万1,000円の増額で、7月豪雨の影響による経済低迷を活性化するためのプレミアム商品券発行事業への補助金1,000万円、創業支援事業の申請者増に伴う補助金の増額254万5,000円が主なものでございます。

8款土木費は332万9,000円の減額で、社会資本整備総合交付金事業交付額決定による増額821万4,000円、防災・安全交付金道路事業は、交付額決定に伴う調整で1,654万5,000円の減額、同じく橋梁事業の調整で870万円の減額、同じく交通安全事業は用地購入費の増で424万9,000円の増額、市営住宅管理費臨時、三原住宅用地返還に向けた所要額計上等で2,418万8,000円の増額、住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震補助金の追加等1,195万1,000円の増額と下水道事業特別会計繰出金で繰越金の確定による3,728万9,000円の減額等との差額でございます。

13ページへ参りまして、9款消防費は1,985万3,000円の増額で、全国消防操法大会出場に伴う経費224万7,000円の増額、豪雨災害に対応する雨量計、水位計の設置、雨量情報監視システムの整備費1,575万円の増額が主なものでございます。

10款教育費は2,827万1,000円の増額で、竹原小学校プールの既存ブロック塀の改修259万9,000円の増額、小・中学校の空調施設整備に向けた実施設計業務2,048万円の増額、給食センターの整備に伴う管理システムの導入1,138万4,000円の増額が主なものでございます。

14款予備費については、今後の不測の事態に備え5,316万円を増額補正するものでございます。14ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正です。

住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震改修設計2棟分192万9,000円で、期間は来年度までです。

その下、15ページは、第3表 地方債補正の変更です。

臨時財政対策債につきましては、5億6,693万円を5億9,886万6,000円に、道路橋梁整備事業では2億8,110万円を2億8,240万円に補正するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

17ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっておりますので、説明は省略させていただきます。

少し飛びますが、48ページをお開きください。

こちらは特別職の給与費明細書です。

下段の比較欄をごらんください。

その他の特別職の欄中、報酬の減は小坂地域おこし協力隊未決定によるものでございます。

続いて、49ページをごらんください。

一般職員の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄をごらんください。

職員2名の増は、豪雨災害対応に伴う他会計からの職員異動によるものです。給料の増はその異動によるものが主なものでございます。職員手当の内訳は、下表のとおりでございます。災害復旧に伴う時間外手当の増が主なものでございます。

53ページをお開きください。

こちら先ほど説明しました債務負担行為に関する調書でございます。

建築物等耐震化促進事業費補助金で限度額192万9,000円、期間は平成31年度まででございます。財源内訳は表のとおりでございます。

続いて、54ページをお開きください。

地方債の調書です。

表の右下が平成30年度末の残高見込み額でございます。235億7,096万4,000円となる見込みです。

以上で、平成30年度下呂市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

続きまして、補正予算書の55ページに移りまして、特別会計の説明を行います。

議第120号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,211万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,368万円とするものです。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成30年9月3日提出。56ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。

1款国民健康保険税5,065万1,000円の減額は、保険税額見直しに伴う歳入見込みの減額です。

6款県支出金1,948万7,000円の増額は、普通交付金の退職者療養給付費及び退職者高額療養費分の増額が主なものでございます。

10款繰越金4億2,327万9,000円の増額は、平成29年度繰越金確定によるものです。

57ページに移りまして、歳出です。

2款保険給付費1,921万7,000円の増額は、退職被保険者等の療養給付費及び高額療養費の不足見込み額の増額が主なものです。

7款諸支出金6,000万円の増額は、療養給付費等負担金等の返還金でございます。

8款予備費3億1,262万8,000円は、補正に伴う収支の調整額を計上しております。

59ページからは同補正予算の事項別明細書です。

続きまして、補正予算書の63ページをお開きください。

議第121号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,240万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,898万4,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成30年9月3日提出。64ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず上段は歳入の補正です。

5款繰越金1,107万1,000円の増額は、平成29年度繰越金確定によるものでございます。

下段は歳出の補正です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金927万1,000円の増額は、平成29年度保険料確定によるものです。

5款諸支出金313万3,000円の増額は、主に一般会計繰出金の分です。

65ページからは同補正予算の事項別明細書です。説明は省略させていただきます。

以上で、平成30年度下呂市一般補正予算（第7号）及び平成30年度下呂市国民健康保険事業特

別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第122号、議第123号について、詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書69ページをお開きください。

議第122号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ507万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億1,893万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額は、第1表によるものでございます。平成30年9月3日提出。

それでは、70ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、6款繰入金は、職員給与費の追加に伴う一般会計からの繰入金で62万3,000円の増額で、内訳は居宅予防サービス事業計画事業職員分です。

次に繰越金ですが、平成29年度決算確定による445万6,000円の増額となっています。

下段の歳出については、2款サービス事業費62万3,000円は職員給与費の追加分。

6款諸支出金445万6,000円の増額については、平成29年度決算確定による一般会計繰入金を返還するものでございます。

71ページからは事項別明細書、74ページからは給与費明細書でございます。

続きまして、77ページをお開きください。

議第123号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,321万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも36億4,094万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成30年9月3日提出。

次に78ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、10款繰入金3,569万6,000円の減額は、1項一般会計繰入金299万8,000

円の増額と2項基金繰入金3,869万4,000円の減額による相殺でございます。

次に、11款繰越金は、前年度繰越金2億1,967万6,000円の増額となっております。これは平成29年度決算確定によるものでございます。

79ページの歳出につきましては、7款基金積立金6,693万8,000円の増額。

9款諸支出金1億1,627万4,000円は、1項償還金及び還付加算金9,587万7,000円、3項繰出金2,039万7,000円の増額で、平成29年度決算確定による国県支出金返還金、一般会計繰出金を返還するものでございます。

81ページからは事項別明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第124号、議第125号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、補正予算書89ページをよろしく願いいたします。

議第124号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成30年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,619万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,980万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月3日提出。

次ページ、90ページをよろしく願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正で歳入でございます。

7款の繰越金でございますが、2,619万8,000円は、29年度の繰越金の確定によるものでございます。

下段、歳出でございます。

1款総務費でございますが、197万3,000円の増額は、包括委託へ向けての準備金として補正するものでございます。

3款施設整備費でございますが、浄水場の機器更新で補正をするもので598万円でございます。

7款予備費でございますが、29年度の繰越金確定に伴いまして1,824万5,000円を予備費にするものでございます。

91ページ以降は、今ほど御説明させていただきました事項別明細書並びに給与費明細書となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、97ページをよろしく願いいたします。

議第125号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,166万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,968万9,000円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月3日提出でございます。

98ページをよろしく願います。

第1表 歳入歳出予算補正について御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金でございますが、これは新規加入の分担金及び負担金となっております。

6款繰入金でございますが、繰越額の確定に伴いまして、一般会計への繰越金の減ということで5,129万7,000円となっております。

7款繰越金でございますが、29年度の繰越額確定に伴うものでございます。

続きまして、下段の歳出でございますが、6款予備費でございますが、この繰越金に伴うものを予備費として2,157万4,000円としたものでございます。

99ページ以降は事項別明細書及び給与の明細書となっておりますので、よろしく願います。

2件について御審議のほどよろしく願います。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第126号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書109ページをお開きください。

議第126号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,123万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも3億2,040万3,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成30年9月3日提出。

それでは、110ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容は、8款繰越金、平成29年度の繰越金確定により2,119万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

主な内容は、6款諸支出金2,119万3,000円を増額は、平成29年度繰越金確定による一般会計繰出金を返還するものでございます。

111ページからは事項別明細書でございます。

以上で、平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第127号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（齋藤和弘君）

それでは、補正予算書の115ページをお開きください。

議第127号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ143万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも383万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。平成30年9月3日提出。

次に、116ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

第3款繰越金は、前年度繰越金の額の確定により139万2,000円の増額。

続いて、下段の歳出でございます。

4款予備費は、歳入歳出の増額に伴う財源調整のため141万2,000円の増額でございます。

117ページからは、今ほど申し述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いをします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第128号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、議第128号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,274万4,000円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月3日提出。

1枚めくっていただきまして、歳入につきましては、繰越金の確定と過年度収入の見込み額の決定により36万4,000円の増額、歳出予算につきましては、同額を4つの給食センターの賄材料費へ36万4,000円を見込んでおります。

以上、御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第129号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

127ページをよろしくお願いをいたします。

議第129号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成30年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

2条、平成30年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第2款水道事業費用でございます。補正額といたしまして、114万1,000円を減額するものでございます。主に職員の給与費でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,295万6,000円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,412万1,000円は、」に、「損益勘定留保資金3,197万5,000円及び消費税資本的収支調整額98万1,000円」を「損益勘定留保資金3,305万5,000円及び消費税資本的収支調整額106万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

4款資本的支出でございます。補正額といたしまして、116万5,000円でございます。これは、先ほど簡易水道と同じく包括委託に関するものでございます。

続きまして、128ページをお願いします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費でございます。139万6,000円を減額するものでございます。平成30年9月3日提出。

129ページからは、実施計画、キャッシュ・フロー計算書、職員給与費明細書となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第130号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、補正予算書137ページをお願いします。

議第130号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出につきまして、第1款病院事業費、第1項医業費用を25万5,000円減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出につきまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費を763万3,000円増額するものでございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費を83万3,000円減額するものでございます。平成30年9月3日提出。

それでは、139ページをお願いします。

平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の支出につきまして、1項医業費用、1目給与費を46万7,000円減額し、第3目経費を21万2,000円増額するものでございます。

内訳は、1目給与費につきましては、看護職員の増、また期末勤勉・賞与引当金繰入額の減が主な理由でございます。

3目経費の増額は、病院賠償保険料、医師会加入料の増が主な理由でございます。

続いて、140ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出につきまして、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費を670万増額するものでございます。

3目施設整備費を93万3,000円増額するものでございます。

1目有形固定資産購入費の増額理由は、金山町金山地域にあります岐阜県の旧警察職員の官舎を取得する経費でございます。

3目施設整備費の増額理由は、旧警察職員宿舎の改修設計委託料でございます。

141ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第119号から議第130号までの12議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第119号から議第130号までの12議案について、予算特別委員

会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認第1号から認第13号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第41、認第1号 平成29年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第42、認第2号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第43、認第3号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第44、認第4号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第45、認第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第46、認第6号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、日程第47、認第7号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日程第48、認第8号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第49、認第9号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第50、認第10号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第51、認第11号 平成29年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第52、認第12号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第53、認第13号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上13件を一括議題といたします。

認第1号から認第13号までの13議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程されました認第1号から認第13号までの平成29年度各会計の決算認定は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しました。

平成30年8月23日に審査意見書を御提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

今議会に付議されます一般会計と各特別会計及び各企業会計の決算認定は、合わせて13案件となっております。一般会計の平成29年度決算額は、歳出総額で242億26万5,167円、前年度と比較して27億8,842万1,646円、約13%増となっております。

これは主に、庁舎・振興事務所、クリーンセンター、南部学校給食センターの整備など大型事業の継続により、平成21年度以来の大きな決算規模となったものでございます。

繰越財源を除いた実質収支額は6億364万6,237円、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支も2億3,693万6,369円と黒字となりましたが、財政調整基金の取り崩し額等を加減した実質単年度収支はマイナス5億5,674万4,631円と、下呂市始まって以来の赤字決算となりました。特別会計におきましては、いずれの会計も赤字はなく、収支の均衡を維持していると言えます。

一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算概要につきましては、総務部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

次に、認第1号から認第13号までの13議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、認第1号 平成29年度下呂市一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

恐れ入ります、決算書の10から11ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は249億9,564万円、調定額は254億5,367万4,386円、収入済額が249億4,197万7,404円、不納欠損額2,295万7,537円、収入未済額が4億8,873万9,445円となっております。

続いて、14ページから15ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ249億9,564万円、支出済額は242億26万5,167円、翌年度繰越額が2億3,500万9,000円、不用額が5億6,036万5,833円でございます。

16ページから251ページまでの事項別明細書につきましては、ここでの説明を省かせていただきます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、423ページをお開きください。

平成29年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額は7億4,171万2,237円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が1億3,806万6,000円ございまして、実質収支額は6億364万6,237円となっております。

続きまして、433から434ページをお開きください。

ここからは財産に関する調書でございます。

公有財産、土地及び建物の総括では、土地につきましては、決算年度中の増減高が4,268平米の減で、決算年度末現在高は6,374万6,142平方メートルでございます。

また、建物延べ面積合計の決算年度中の増減高は4,716平方メートルの減で、決算年度末現在高は28万7,053平方メートルでございます。

下段の山林につきましては、決算年度中の増減高が3,984平方メートルの減で、決算年度末現在高は6,171万8,306平方メートル、右のページに移りまして、立木の推定蓄積量につきましては、森林簿からの計算により、合計で1万8,168立方メートル増の、決算年度末現在高55万108立方メ

ートルでございます。

次の435ページをお開きください。

有価証券は、決算期間中の増減はございません。

次の(4)出資による権利も決算期間中の増減はございません。

437ページから441ページにつきましては、物品についての調書でございます。

442ページへ参りまして、債権につきましては、決算期間中増減高の合計は825万6,000円の増で、決算年度末現在高は1億100万6,000円でございます。

次の443ページをお開きください。

基金につきましては、特定目的基金の決算期間中増減高の計が3億4,870万1,000円の減で、決算年度末現在高が126億1,016万円でございます。

444ページに移りまして、定額運用基金につきましては、決算期間中増減高はございませんので、決算年度末現在高は3億5,900万円と変わりございません。

また、決算書の最終ページ、452ページには、地方自治法第241条第5項の規定による平成29年度の基金の運用状況に関する調書を添付しております。

一般会計のほうは以上で終わります。

これから特別会計のほうへ移っていきますけれども、同じような内容での説明となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、認第2号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の255ページから256ページをお開きください。

最下段、歳入合計でございます。歳入の予算額は46億1,079万円、調定額は48億9,267万6,999円、収入済額が47億4,499万4,341円、不納欠損額が594万2,220円、収入未済額は1億4,174万438円となっております。

続いて、259ページ、260ページをお開きください。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は歳入と同じ46億1,079万円、支出済額は42億718万4,596円、翌年度繰越額はゼロ円でございます。不用額は4億360万5,404円でございます。

次の261ページから282ページまでの事項別明細書につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。以下も同様に省略をさせていただきます。

少し飛びまして、424ページをお開きください。

平成29年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で5億3,780万9,745円となっております。

続いて、445ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

基金のうち、上段の国民健康保険基金は1,144万8,000円の減額で、決算年度末現在高は3億

1,390万8,000円となっております。

下段の国民健康保険高額医療費貸付基金につきましては、総額850万円で運用しているもので、決算年度中の増減高等はごらんとおりでございます。

続きまして、認第3号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

284ページから285ページをお開きください。

歳入につきまして、最下段でございます。予算現額5億405万8,000円、調定額5億1,312万6,419円、収入済額5億1,210万5,319円、不納欠損額2,500円、収入未済額101万8,600円となっております。

続いて、286ページから287ページをお開きください。

歳出合計でございます。予算現額5億405万8,000円、支出済額5億103万3,742円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額302万4,258円でございます。

続いて、425ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で1,107万1,577円でございます。

続きまして、認第4号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

297ページから298ページをお開きください。

歳入につきまして、最下段でございます。予算現額1億9,694万3,000円、調定額1億9,664万8,033円、収入済額1億9,664万8,033円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額もゼロ円でございます。

続いて、299から300ページをお開きください。

歳出合計でございます。予算現額1億9,694万3,000円、支出済額1億9,219万1,546円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額475万1,454円でございます。

続いて、426ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で445万6,487円でございます。

続いて、446ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産のうち、土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はございません。決算年度末現在高は非木造の延べ面積1,357平方メートルとなっております。

物品につきましては、決算年度中の増減はなく、表のとおりでございます。

続きまして、認第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

314から315ページをお開きください。

歳入でございます。下段、合計欄で、予算現額37億2,006万9,000円、調定額38億5,195万6,366円、収入済額38億4,173万1,706円、不納欠損額305万2,970円、収入未済額717万1,690円となっております。

318から319ページをお開きください。

歳出でございます。下段の歳出合計で、予算現額37億2,006万9,000円、支出済額36億205万5,164円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1億1,801万3,836円となっております。

続きまして、427ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で2億3,967万6,542円でございます。

次に、447ページをお開きください。

財産に関する調書の物品につきましては、決算年度中の増減はなく、表のとおりでございます。

基金については、介護保険基金の決算年度中増減において36万2,000円の増で、決算年度末現在高は3億4,917万1,000円でございます。

続きまして、認第6号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の347ページから348ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額、予算現額10億1,034万1,000円、調定額9億5,124万3,230円、収入済額9億4,210万6,141円、不納欠損額128万3,613円、収入未済額785万3,476円でございます。

次のページ、349から350ページをお開きください。

歳出でございます。下段、合計額で、予算現額10億1,034万1,000円、支出済額9億390万4,725円、翌年度繰越額8,760万3,000円、不用額1,883万3,275円となっております。

続いて、428ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額は3,820万1,416円、実質収支額は3,119万8,416円となっております。

次に、448ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地は、決算年度中の増減はございません。

建物は非木造で42平方メートルの増となっており、決算年度末現在高は1万1,797平方メートルでございます。

物品につきましては、決算年度中の増減はございません。

基金につきましては、簡易水道施設整備基金において80万6,000円の増で、決算年度末現在高は4億7,602万8,000円でございます。

続きまして、認第7号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

364ページから365ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額24億2,921万6,000円、調定額24億5,059万760円、収入済額24億2,259万2,568円、不納欠損額19万8,032円、収入未済額2,780万160円となっています。

次のページ、366から367ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額24億2,921万6,000円、支出済額23億4,107万5,186円、翌年度繰越額2,346万9,000円、不用額6,467万1,814円となっております。

次に、429ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額は8,151万7,382円で、実質収支額は8,069万3,382円でございます。

次に、449ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物の増減はございませんので、ごらんとおりです。

物品につきましても増減はございません。

基金欄の下水道施設整備基金につきましては、30万8,000円の増額で、決算年度末現在高は2,357万1,000円となっております。

続きまして、認第8号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の387ページから388ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額3億471万9,000円、調定額3億834万5,394円、収入済額3億827万3,551円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額7万1,843円となっております。

389ページから390ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額3億471万9,000円、支出済額2億8,607万9,830円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1,863万9,170円となっております。

次に、430ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で2,219万3,721円でございます。

次に、450ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地につきましては、134平方メートルの減で、決算年度末現在高は5,930平方メー

トルとなりました。

建物につきましては、決算年度中の増減はございませんので、ごらんとおりでございます。

物品につきましては、一部増減があり、表のとおりでございます。

国民健康保険診療所基金につきましては、152万4,000円の減で、決算年度末現在高は5,455万6,000円となっております。

続きまして、認第9号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の404ページから405ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額491万5,000円、調定額、収入決算額ともに558万7,230円、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

次のページ、406ページから407ページは歳出でございます。予算現額491万5,000円、支出済額321万5,083円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額169万9,917円となっております。

次に、431ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で237万2,147円でございます。

次に、451ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

公有財産の土地及び建物は、土地のみですが、決算年度中の増減はございません。

山林については、面積の年度内増減はなく、立木の推定蓄積量において、直営林、分収林合わせて2,365立方メートルの増となりました。

出資による権利及び物品につきましては、表のとおり増減はございません。

下呂財産区管理運営基金につきましては、213万9,000円増の8,311万4,000円となりました。

続きまして、認第10号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

決算書の415ページから416ページをお開きください。

歳入でございます。下段の合計額において、予算現額1億5,508万4,000円、調定額1億5,225万4,831円、収入済額1億5,211万6,731円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額13万8,100円となっております。

次のページ、417から418ページをお開きください。

歳出でございます。予算現額1億5,508万4,000円、支出済額1億5,188万8,766円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額319万5,234円となっております。

次に、432ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額

は、同額で22万7,965円でございます。

続きまして、認第11号 平成29年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

今度はこちらの公営企業会計決算書の8ページ、平成29年度下呂市水道事業報告書をお開きください。

1. 概況の(1)総括事項について、先に御説明します。

人口の減少に伴い給水件数も減少しましたが、訪問客の増加により給水量は前年比4.4%の増となり、営業収益も3.2%の増となっています。今後も交流人口の増加による収益の改善が期待されると同時に、水道事業の包括的民間委託の導入などにより経費節減等に努め、経営の安定化を図る必要があります。営業費用においては、主に委託料が増加し、前年比3.4%の増となりましたが、結果として経常収支については286万2,000円の利益が発生しました。

それでは、1ページから2ページにちょっと戻っていただきまして、平成29年度下呂市水道事業決算報告書をお開きください。

全て税込みの金額でございます。区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出、収入の部、第1款水道事業収益、決算額は2億8,130万7,463円、その下の支出の部、第2款水道事業費用、決算額は2億7,941万1,046円でございます。

次に、その下の(2)資本的収入及び支出でございます。

収入の部、第3款資本的収入、決算額は134万4,600円、支出の部、第4款資本的支出、決算額は2,907万8,865円でございます。

以上が決算報告関係でございまして、次の3ページから7ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

8ページ以降につきましては、先ほど御説明させていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、32ページをお開きください。

認第12号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について御説明します。

最初に、1. 概要の(1)総括事項としましては、入場者数の目標を18万人維持、20万人達成と掲げ、下呂温泉観光協会キャラバン等を通じ誘致・宣伝に努める一方、体験専用パンフレットや外国人誘客パンフレットの作成配布、ホームページ等での情報発信の強化を行いました。

また、しらさぎ座の影絵劇公演にかわり、新たに市内の郷土芸能（芸妓・太鼓・地歌舞伎等）の公演も行いました。

(2)入場者の状況としては、平成29年度の総入場者数は19万1,199人で、前年度比1,396人増となりました。

影絵昔話館「しらさぎ座」の公演日は111日、観劇者数は1万6,750人で、前年度比1万5,934人の減となりました。しらさぎ座の終了に伴い入場者の減少を心配しましたが、年間を通しては増となりました。

主な要因としては、個人客が前年度よりふえたこと、中でも外国人客の増は大きく影響しております。また、旅館・ホテルでの個人への前売り入場券のあっせんが積極的に行われたことも入場者数の増加につながったと言えます。

それでは、少し戻りまして、25から26ページの平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益、決算額2億8,879万8,515円でございます。

その下の支出、第1款事業費用、決算額2億7,820万2,762円でございます。

次にその下、(2)資本的収入及び支出の収入の決算額はゼロ円でございます。

その下、支出の第1款資本的支出の決算額は1,223万6,400円でございます。

以上が決算報告関係でございます。次の27ページから31ページまでは損益計算書、貸借対照表等でございますし、32ページ以降につきましては、先ほど御説明申し上げました事業報告を含めた決算附属書類でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、認第13号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について説明させていただきます。

先に51ページをお開きください。

平成29年度下呂市立金山病院事業報告において、1. 概要の(1)総括事項について御説明申し上げます。

中段の①患者数につきましては、入院患者数は延べ2万6,268人、病床利用率72.7%で、前年度比1,933人の減となりました。外来延べ患者数は延べ4万890人で、前年度比4,139人の減となりました。

②収益的収支(税抜き)では、総収益が前年度比6%減の14億6,849万3,104円で、そのうち医業収益が6,786万1,323円の減、医業外収益が3,252万1,136円の減となりました。医業収益が減となった主な要因は、入院、外来ともに患者数が減ったことによるもので、医業外収益の減につきましては、市からの繰入金の減によるものでございます。一方、総費用は前年度比102%の15億149万708円で、職員数の増や給与改定などによるものでございます。

③資本的収支につきましては、収入が6,521万773円で、主なものは他会計出資金が4,669万9,000円です。支出は1億3,581万1,966円で、主なものは建設改良費4,201万2,950円及び企業債償還9,339万9,016円です。収支差し引き7,060万1,193円の不足額を生じましたが、消費税資本的収支調整額307万2,083円及び損益勘定留保資金6,752万9,110円で補填しております。

それでは、44ページから45ページに戻りまして、平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と右ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)の収益的収入及び支出の収入、第1款病院事業収益、決算額は14億7,496万4,321円、その下、支出、第1款病院事業費用、決算額は14億9,671万1,731円です。

次に、(2)資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、決算額は6,521万773円、その下、支出、第1款資本的支出、決算額は1億3,581万1,966円です。

以上が決算報告関係でございます。

次の46ページから50ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

51ページ以降は、先ほど説明いたしました事業報告を含めた決算附属書類でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、大変長くなりましたが、認第1号から認第13号の各会計の決算の認定に係る説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明がありました各会計の決算については、地方自治法第233条第2項並びに同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

杉山監査委員。

○監査委員（杉山好巳君）

まず、一般会計及び特別会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

審査意見書は、財政健全化及び経営健全化審査意見書の後にとじてございますので、ごらんください。

1ページをごらんください。

審査の対象は、平成29年度の下呂市一般会計歳入歳出決算及び下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）を初めとする9特別会計歳入歳出決算並びに決算に関する附属書類で、審査の期間は6月27日から7月31日までです。

審査の手続は、市長から提出されました各会計の歳入歳出決算書及び関係書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿等との照合等を実施しました。また、定期監査、例月現金出納検査等の結果も参考にしながら実施しました。

審査の結果、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、一部に改善すべき事項が見られたものの、おおむね適正に行われているものと認められました。

2ページから49ページ上段には、決算の概要を記載しております。

次に、所見を述べさせていただきます。

49ページの結びをごらんください。

平成29年度決算は、新クリーンセンター建設工事や庁舎・振興事務所整備事業、学校給食センター整備事業など大型事業の継続により、平成21年度以来の大きな決算規模となりました。施策は、第2次総合計画の人口減少対策、地域づくりの仕組み、行財政改革推進の3つの重点プロジェクトを柱に、特に下呂市版総合戦略に基づくDMO機能の構築事業、女性の働き方改革推進事業、ふるさと磨きミーティング事業が推進されました。

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入380億6,813万3,024円、歳出363億8,889万3,805円で、前年度に比べ、歳入では8.8%、歳出では8.4%それぞれ増加しています。

一般会計の決算額は、歳入が249億4,197万7,404円、歳出は242億26万5,167円で、前年度に比べ歳入歳出とも13.0%増加しています。形式収支は7億4,171万2,237円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は6億364万6,237円の黒字となっています。当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2億3,693万6,369円の黒字に転じたものの、これに実質的な黒字要素である財政調整基金積立金3億1,631万9,000円と赤字要素である財政調整基金取り崩し額11億1,000万円を加減した実質単年度収支は5億5,674万4,631円の赤字に転じました。実質単年度収支を前年度と比べると、財政調整基金取り崩し額が大幅に増加したことにより、4億7,442万7,564円減少しています。なお、実質単年度収支は、下呂市合併以来、初めて赤字決算となりました。

歳入の性質別状況を見ますと、自主財源は85億4,865万8,262円で、前年度に比べ10億8,541万7,047円、14.5%増加しています。自主財源の主なものは、市税の47億724万6,917円で、歳入総額の18.9%を占めています。また、自主財源比率は34.3%となり、前年度に比べ0.5ポイント上昇しています。自主財源が増加した主な要因は、繰越金や諸収入は減少したものの、臨時収入である財政調整基金繰入金を初めとする繰入金が前年度に比べ12億9,942万8,120円、407.5%と大幅に増加したことです。自主財源の根幹をなす市税は、前年度と比べると、主に固定資産税は地価下落の影響により減となったものの、個人市民税の増により2,399万586円、0.5%増加しています。また、特徴的なものとして、ふるさと寄附金は8,837万3,000円と急伸、前年度と比べると5,233万4,001円、145.2%増加し、特に平成25年度以降、堅調に推移しています。

一方で、依存財源は163億9,331万9,142円で、前年度に比べ17億9,359万7,968円、12.3%増加しています。主なものは、地方交付税の86億1,220万円で、歳入総額に占める割合は34.5%となっており、次いで多いのは市債の35億8,690万円で、歳入総額に占める割合は14.4%となっています。依存財源が歳入総額に占める割合は65.7%で、前年度に比べ必然的に0.5ポイント低下しています。依存財源が増加した主な要因は、普通交付税の段階的縮減などにより地方交付税が2億4,531万4,000円、2.8%減少したものの、新クリーンセンター建設工事や庁舎及び振興事務所整備事業、南部学校給食センター整備事業に係る合併特例事業債などの増により、市債が16億7,865万5,000円、88.0%と大幅に増加したことや、国庫支出金为新クリーンセンター建設工事に

係る循環型社会形成推進交付金の増などで2億4,891万9,932円、14.0%増加したことです。

次に、財政運営の自主性と安定性を確保するための自主財源における収入未済額を見てみますと、当年度は、一般会計で4億3,409万6,445円となり、前年度に比べて2,302万4,718円、5.0%減少しています。自主財源における収入未済額の93.0%を占める市税の状況を見ますと、収入未済額は4億353万1,577円で、前年度に比べ2,227万6,201円、5.2%減少しています。収納率は、現年課税分と滞納繰り越し分を合わせて91.75%となり、前年度に比べ0.61ポイントとわずかながら向上しているものの、当市は長期化、固定化した多額の滞納額を抱えていることから、県内他市と比較してみても依然として低位にあります。債権管理室を中心に収納率が低い原因となっている滞納繰り越し分の圧縮に向けて一層の努力を望むものであります。また、調定額に対する滞納繰越額の割合は7.87%で、前年度に比べ0.42ポイント改善され、市税の不納欠損額は1,987万75円で、前年度に比べ980万4,237円減少しています。その他、使用料及び手数料の収入未済額は1,655万9,530円で、前年度に比べ16.8%減少、その大部分を占める市営住宅使用料が1,226万2,610円で、前年度に比べ24.8%減少しています。なお、債権管理については、平成29年4月に債権管理室が設置され、当年度は債権管理条例、税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例や債権管理マニュアルが制定されたほか、債権管理対策会議や職員研修が実施されるなど体制を整え、適正な債権管理に向けて鋭意取り組まれていることは大いに評価するところであります。また、収入未済額が一般会計、特別会計とも減少していることは、こうした取り組みの成果と評価するものです。

次に、歳出の性質別状況を見てみますと、義務的経費は前年度に比べ1.8%減少し、歳出総額に占める割合は36.6%で、前年度に比べ5.5ポイント減少しています。義務的経費が減少した主な要因は、人件費、扶助費、公債費とも減少したことで、その内容は、地方債元利償還金の減、年金生活者等支援臨時福祉給付費の皆減、職員給の減などとなっています。投資的経費は、前年度に比べ83.2%と大幅に増加し、歳出総額に占める割合は22.9%で、前年度に比べ8.8ポイント上昇しています。投資的経費が増加した主な要因は、新クリーンセンター建設工事及び庁舎・振興事務所整備事業、南部学校給食センター整備事業などの普通建設事業費が増加したことです。その他の経費のうち主なものを見ますと、繰出金は前年度に比べ0.4%の減とほぼ横ばいとなっており、歳出総額に占める割合は13.7%で、前年度に比べ1.9ポイント低下しています。物件費も前年度に比べ0.8%の減とほぼ横ばいとなっており、歳出総額に占める割合は11.8%で、前年度に比べ1.6ポイント低下しています。一方で、積立金は前年度に比べ75.0%と大幅に増加し、歳出総額に占める割合は4.6%で、前年度に比べ1.7ポイント上昇しています。積立金が増加した主な要因は、中学生学校給食費の負担軽減に充当するための財源とする子育て応援基金新設による積立金が皆増したことや、はしご車等整備のための財源とする消防防災基金積立金及び公共事業基金積立金が増加したことです。補助費等は、前年度に比べ2.6%増加し、歳出総額に占める割合は6.4%で、前年度に比べ0.6ポイント低下しています。下呂市合併後の義務的経費の推移を見てみますと、人件費は3次にわたる職員の定員適正化計画により漸減傾向にあるものの、扶助

費は増加傾向にあり、公債費は平成22年度以降ほぼ横ばいとなっていますが、今後は合併特例事業債などの償還額の増加が見込まれます。また、特別会計等への繰出金や公共施設の維持、更新に要する経費の増加も今後見込まれ、財政構造の硬直化がさらに進むことが危惧されることから、下呂市行政改革大綱に基づく事務事業の見直しによる歳出の削減に向けた一層の取り組みを望むものであります。

次に、一般会計の財政構造を見ますと、まず実質収支比率は4.4%で、実質収支額が増加したことで、前年度に比べ1.8ポイント上昇し、一般的に望ましいと言われる範囲内となっています。財政力指数は平成21年度以降漸減傾向にあり、前3年度の平均値で0.348となり、前年度に比べ0.009ポイント低下、前年度と同様に合併以来最低となりました。なお、平成28年度の県内市の単純平均0.62と比較すると著しく低い状況にあります。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は88.5%で、前年度に比べ1.0ポイント上昇して悪化に転じました。比率は依然として適正水準を上回っていることから、財政の硬直化は続いていると言えます。なお、平成28年度の県内市の加重平均は89.0%で、本市はこれをやや下回っています。なお、比率が悪化した主な要因は、人件費及び公債費は減少し、市税は増加したものの、それ以上に普通交付税及び臨時財政対策債が減少したことです。3カ年平均で算定される実質公債費比率は13.3%で、前年度に比べ0.5ポイント上昇、悪化していますが、前年度との単年度比較では0.4ポイント改善しています。

次に、歳入構造を見ますと、一般財源比率は56.6%で、前年度に比べ8.6ポイント低下しています。低下した主な要因は、計算の分母となる歳入総額の増加と分子となる地方交付税の減少であります。また、歳入構造の安定性と自主性を示す経常一般財源比率は、前年度に比べ0.8ポイント上昇して104.6%となっています。上昇した主な要因は、計算の分母となる標準財政規模が減少したことです。なお、経常一般財源収入額から臨時財政対策債を除いても100%を上回っています。

一般会計の市債残高は、214億9,520万8,126円で、前年度に比べて7億9,979万7,197円、3.9%増加しています。当年度における新規発行額は35億8,690万円で、新クリーンセンター建設工事を初めとする大型事業に係る合併特例事業債などの増加により、前年度に比べ88.0%と大きく伸びている一方で、元金償還額は27億8,710万2,803円で、前年度に比べ0.9%減少しています。財政計画基本方針では、新規発行額は元金償還額を超えないこととされていますが、約8億円超過する結果となりました。市債残高の構成比は、合併特例事業債が40.6%と最も多く、次いで臨時財政対策債が37.1%、過疎対策事業債は11.3%などとなっています。地方交付税の代替財源とされる臨時財政対策債の当年度における発行額は6億円で、前年度に比べ3,624万5,000円、5.7%減少しているものの、最近の発行可能額に対する発行額の割合を見ますと、平成25年度から抑制の方針を決め、当該年度は27.5%、平成26年度は52.9%、平成27年度は47.4%であったものが、平成28年度は全額、当年度は95.4%と増加しています。臨時財政対策債は、元利償還金相当額の全額が、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入、いわゆる交付税措置されることとなっており、発行可能額は標準財政規模に含まれますが、市の債務であることに変わりはありません。

このことを認識することが重要であり、例えば当年度の経常収支比率は88.5%となっていますが、この比率を見るとき、計算の分母となる経常一般財源から臨時財政対策債及び減税補填債を除いて算出すると92.4%という高い比率になることを忘れてはならないと考えます。今後も引き続き、発行抑制の方針も財政規律の一つとしつつ、有利で計画的な活用を望むものであります。

一般会計の基金残高は129億6,916万円で、前年度に比べ3億4,870万2,000円、2.6%減少しています。主な内容を見ますと、財政調整基金は財政調整により合併以来最高額となる11億1,000万円が取り崩され、地方財政法の規定などによる積立額は3億1,631万9,000円で、当年度末現在高は前年度に比べ7億9,368万1,000円減少して76億2,841万3,000円となっています。公共事業基金は、庁舎・振興事務所整備事業等に充当するため一部が取り崩されたものの、今後の大型事業等に充てるための財源など2億5,203万2,000円が積み立てられ、当年度末現在高は、前年度に比べ2億947万5,000円増加して14億808万1,000円となっています。合併以来、逡増してきた財政調整基金は、当年度多額の取り崩しが行われました。平成30年度に普通交付税の合併算定がえの特定期間が終了することや大型の継続事業や新規事業などにより、一般財源確保のため、今後さらに取り崩しを余儀なくされることが懸念されます。こうしたことから、中・長期的な財政見通しのもとに計画的に運用されることを要望します。

また、多治見市では、先駆的と言われる多治見市健全な財政に関する条例の中で、災害復旧に要する経費について、財政調整基金において資金を適切に留保することが義務づけられています。下呂市基金条例では、財政調整基金を災害復旧等の財源に充てるため処分できることが規定されていますが、必要なのは確保であります。ことし6月下旬から7月上旬に発生した豪雨災害を機に、多治見市のように来るべき災害に備えて復旧経費等に係る基金の確保について、当市も条例化することを検討されるよう要望します。なお、今回の災害では当市も甚大な被害を受け、現在職員が一丸となって復旧に尽力されることに深く敬意を表するものであります。

資金運用については、当年度、特に地方債、政府保証債の購入に本格的に取り組まれたことは評価でき、その成果に期待するところであります。今後も安全性の確保を優先させた上で、効率的な運用が図られることを要望します。

次に、9特別会計の決算額は、歳入総額131億2,615万5,620円、歳出総額121億8,862万8,638円で、前年度に比べ、歳入は1.5%、歳出は0.2%とわずかながらそれぞれ増加しています。形式収支は9億3,752万6,982円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は9億2,969万9,982円で、全ての会計で黒字となっており、前年度と比べ19.3%増加しています。

特別会計の収入未済額を見ますと、7会計で1億8,579万4,307円となっており、前年度に比べ1,044万1,738円、5.3%減少しています。うち、主なものは国民健康保険税が1億4,147万8,752円で、前年度に比べ1,583万1,329円、10.1%減少しています。収納率を見ますと、現年課税分と滞納繰り越し分を合わせて82.79%となっており、前年度に比べ0.2ポイントとわずかながら低下しています。現年課税分は0.71ポイント上昇したものの、多額な滞納繰り越し分は0.94ポイント低下していることから、滞納繰り越し分の長期化、固定化がうかがえます。下水道事業の分

担金及び負担金と、使用料及び手数料の収入未済額は1,885万5,160円で、前年度に比べ194万9,546円、9.4%減少しています。簡易水道料金の収入未済額は782万476円で、前年度に比べ179万9,439円、18.7%減少し、収納率は、現年分、滞納分を合わせて98.0%で横ばいとなっています。また、特別会計における不納欠損額は、5会計で1,047万9,335円となっており、前年度に比べ9.9%増加しています。特別会計は特定の歳入をもって特定の歳出に充てることが原則となっていることから、市民負担による歳入の確保と負担の公平性の確保は特に重要となります。収入未済額や不納欠損額の縮減に向けて一層努力されることを望むものであり、特に債権管理室と連携して多額な滞納繰り越し分の圧縮を図られるよう要望します。

特別会計の市債残高は、4会計171億7,102万1,426円で、前年度に比べ11億5,766万828円、6.3%減少しています。構成比は、78.0%が下水道事業特別会計で、そのほとんどを占め、次に多いのは簡易水道事業特別会計で21.1%となっています。発行額は3億8,570万円で、公共下水道湯之島浄化センター長寿命化工事などにより前年度に比べ3,050万円、8.6%増加しています。元金償還額は15億4,336万828円で、前年度に比べ1,864万4,738円、1.2%増加しています。

特別会計の基金残高は、6会計13億884万8,000円で、前年度に比べ935万7,000円、0.7%減少しています。重立った積み立てはなく、主な取り崩しは国民健康保険基金の1,200万円となっています。なお、下水道施設整備基金残高は2,357万1,000円で、十分に確保されているとは言えません。

学校給食費特別会計を除いた特別会計における一般会計からの繰入金は28億5,392万5,331円で、前年度に比べ1,318万377円、0.5%とわずかながら減少し、一般会計の歳出総額に占める割合は11.8%となっています。繰入金の主なものは、下水道事業特別会計の公債費財源繰入金等の16億239万4,000円、介護保険特別会計（保険事業勘定）の介護給付費繰り入れ等の5億3,101万2,000円です。学校給食費特別会計を除いた特別会計における一般会計からの繰入金のうち、普通交付税で補填されない基準外繰り入れは1億2,262万円で、前年度に比べ2,438万7,000円、24.8%増加しています。その内容は、下水道事業特別会計の施設管理に係る事務費分1億336万5,000円と、国民健康保険事業特別会計の福祉医療影響分等1,925万5,000円ですが、特に下水道事業特別会計は、前年度に比べ430.2%と大幅に増加しています。一般会計からの繰入金は増加傾向にあり、今後さらに一般会計の負担が増大することが懸念されます。

特別会計には自立性が求められているところですが、人口減少による受益者負担の減少、高齢化社会の進展による需要額の増加、施設の老朽化対策などにより、今後の財政状況は厳しさを増していくものと推測されます。こうしたことから、徹底した事務事業の見直しを進めるとともに、自立度を高めるために使用料等受益者負担の見直しの検討や、下水道においては普及率の向上など、持続可能な財政運営に向けて一層努力されることを要望します。

職員のコスト意識に係る次のような事例がありました。金山町内の農道の側溝改修工事において、使用可能な躯体の一部を残し、新しい工法を用いて経費の削減が図られていました。紙幅の関係で多くを上げることはできませんが、こうした取り組みは他の範となるものであります。

一方で、定期監査、例月現金出納検査において、コスト意識に欠ける事案が散見されたため、今後、職員一人一人がコスト意識を高め、職務の遂行に当たられることを切に要望します。

平成29年度の実質単年度収支は、下呂市合併以来、初めて赤字決算となりました。赤字は財政調整基金で賄われましたが、多額な取り崩しが行われたことで、今後、同基金の急激な減少が懸念されます。もし財源不足を補うため基金の取り崩しに頼るといった状況が続けば、目指す持続可能な財政運営が確保できなくなることは自明の理であります。

これから人口減少などにより税収等自主財源の大きな伸びが見込めないことや、普通交付税の合併算定がえの特例期間の終了などにより、歳入の伸長は期待できない中で、歳出においては地方再生計画に基づく事業の本格実施や北部学校給食センター整備事業、環境衛生施設整備事業などの大型事業が計画されているほか、2025年問題など高齢化社会の進展による社会保障費の増嵩なども予想されます。こうした状況から、収支の均衡を保つためには、歳入を着実に確保するとともに歳出の圧縮を図ることが最重要課題となります。そこで行政コストの効率性の向上が求められることとなりますが、漫然と効率性を追求するのではなく、果たすべき行政の一義的な役割と責任を踏まえた上で、事業の必要性を検証し、市民満足度の高い施策の推進を目指して、徹底した事業の選択と重点化に取り組まれるよう要望し、結びとします。

次に、55ページをごらんください。

平成29年度下呂市基金運用状況の決算審査について御報告を申し上げます。

審査の対象は、育英資金基金を初めとする4基金で、審査に付されました基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため関係諸帳簿との照合を実施したほか、運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

審査の結果は、基金の運用状況に関する調書の計数については、誤りのないものと認められました。また、運用状況については妥当であると認められました。

次に、61ページをごらんください。

公営企業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

審査の対象は、平成29年度下呂市水道事業会計決算を初めとする3つの公営企業会計決算で、審査の期間は6月26日から6月27日までです。

審査の手続は、審査に付されました決算報告書及び関係書類について、関係法令に準拠して作成され、経営状況及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証書類との照合等を実施しました。

審査の結果、審査に付されました決算報告書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当年度の経営状況及び財務状態が適正に表示されているものと認められました。

次に、各会計について所見を述べさせていただきます。

決算の概要などの70ページ下段の結びをごらんください。

まず、下呂市水道事業会計決算の状況は、給水状況の推移を見ますと、平成29年度末の給水人口は6,587人で、過去5年間で5.3%減少、給水件数は3,099件で、過去5年間で2.0%減少してお

り、それぞれ漸減傾向にあります。年間総配水量は243万9,195立方メートルで、前年度に比べ11万6,129立方メートル、5.0%増加。これに対して年間総有収水量は183万459立方メートルで、前年度に比べ7万21立方メートル、4.0%増加しています。有収水量の伸びが配水量の伸びを下回ったことにより、有収率は前年度より0.74ポイント低下して75.04%となっています。平成28年度の総務省水道事業経営指標における給水人口規模による類型別の有収率は、全平均で79.34%となっており、これと比較すると当市は下回っています。有収率の向上は、直接利益に反映されることから漏水対策の推進に引き続き努力されるよう要望します。用途別の有収水量は、全ての用途で増加しており、一般家庭用はほぼ横ばい、営業用は2.4%増加、旅館保養所用は観光客の増加により6.4%と大幅に増加しています。有収水量の用途別構成比は、旅館保養所用が52.0%と約半分を占め、次いで一般家庭用が32.9%、営業用は10.9%などとなっています。

次に、経営成績を見ますと、営業収益は2億3,882万8,557円で、前年度に比べ観光客の増加に伴う給水収益の増によって739万2,637円、3.2%増加しています。一方、営業費用は2億4,431万4,132円で、主に修繕費などの減によって配水及び給水費は減となったものの、業務形態の変更に伴う浄水場施設管理業務委託料の増や水源開発調査業務委託料の皆増によって原水及び浄水費が大幅な増となったことで798万9,538円、3.4%増加しています。その結果、営業収支において548万5,575円の営業損失が発生し、経営の健全度を示す営業収支比率は97.8%となり、前年度と比べ0.1ポイント悪化、4年連続して100%を下回っています。営業損失に営業外収益、営業外費用を加減した結果、286万1,662円の経常利益が計上されました。特別利益はなく、経常利益から特別損失を減じた当年度の純利益は181万81円となっています。また、総収支比率は、前年度に比べ0.4ポイント上昇し100.7%となっています。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は8,397万7,102円となっています。1立方メートル当たりの供給単価は、前年度より99銭減少して130円36銭で、これに対し給水原価は前年度より51銭減少して129円98銭となっており38銭の差益が生じていますが、差益は前年度より48銭減少しています。この結果、料金回収率は100.3%となりました。

次に財政状態を見ますと、財務の安定性を示す自己資本構成比率は75.9%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇しています。比率は高いほどよいとされ、平成28年度の総務省水道事業経営指標の全国平均70.45%を上回っており、良好な状態と言えます。また、短期債務に対する支払い能力の度合いを示す流動比率は1,156.8%で、前年度に比べ123.0ポイント上昇しています。これは主に現金・預金の増による流動資産が増加したためです。なお、この比率は200以上が望ましいとされています。企業債未償還残高は8億8,900万2,266円で、当年度は償還のみで新規の発行はなく、前年度に比べ2,690万1,755円減少しています。

今後の水需要の見通しは、人口減少に伴い給水人口は減少するものの、旅館保養所用の有収水量が全体の約半分を占めていることから、なおも流動的な状況と言えます。最近の旅館保養所用の有収水量の状況は、特に平成27年度以降、観光客の増加とともに堅調に推移してきており、引き続き水需要の増加を期待するものであります。

現在、当市では平成31年度から包括民間委託を導入することで準備が進められています。対象とする業務は、従来の施設管理業務に加え料金関係、小規模修繕などとなっており、当面は仕様発注することとされています。将来は委託する業務を拡大するとともに、性能を確保した上で運営方法を受託者の裁量に任せる性能発注することも検討されています。包括的民間委託については、民間事業者が持つノウハウや高い技術力を活用することによるコストの削減や業務の効率化が図られることを期待するものであります。今後、料金改定を検討する場合は、水道料金は水道法で、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし公正妥当なものであることという供給規定の適合要件があることから、経営改善の取り組みこそが料金改定の判断基準になるものと考えられます。

なお、民間委託に当たっては、水道事業は市民の暮らしに直結し、当市の基幹産業である観光の経済活動を支える重要な社会資本であるとの認識に立ち、水道法で定められた、水道事業は原則として市町村が経営するものという基本原則の趣旨に従って、水道管理者としての責任を十分果たされることを要望します。また、もし人員削減を検討される場合は、受託者との連携強化や災害対応のために、必要人員の確保と職員の技術の継承が図られるよう特段の配慮を望むものであります。

次に、79ページの結びをごらんください。

下呂温泉合掌村事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入場者数は19万1,199人で、前年度に比べ1,396人、0.7%増加しています。うち、有料入場者数は18万8,506人で、前年度に比べ3,633人、2.0%増加、無料入場者数は2,693人で、前年度に比べ2,237人、45.4%減少しています。

経営成績を見ますと、営業収益は2億6,664万5,190円で、前年度に比べ、有料入場者数の増加に伴う事業収益の増と販売収益の増により342万7,703円、1.3%増加しています。一方で、営業費用は2億5,779万2,783円で、前年度に比べ、主にしらさぎ座影絵劇公演の終了に伴い施設経費が減となり、販売費用も減となったものの、行政職員の1名増に伴い一般管理費が増加したことや影絵劇公演の終了に係る無形固定資産と、屋敷門の用途変更による有形固定資産の減により資産減耗費が皆増したため、337万2,916円、1.3%増加しています。その結果、営業利益は885万2,407円が計上され、営業収支比率は、前年度より0.1ポイント低下して103.4%となり、ほぼ横ばいです。営業利益に営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は968万9,353円となっています。当年度の純利益は、特別損益がないため経常利益と同額で、総収支比率は前年度と同率の103.8%となりました。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は3,117万3,276円となっています。

次に、財政状態を見ますと、財務の安定性を示す自己資本構成比率は93.7%で、前年度に比べ1.1ポイント上昇しています。これまで企業債を一度も発行していないことから高い水準を維持しています。短期的な支払い能力をあらわす財務比率を見ますと、流動資産の現金・預金は1億4,367万4,233円で、前年度に比べ1,307万93円、10.0%増加していることから、流動比率は前年度より128.1ポイント上昇して603.2%となっています。また、当座比率は571.6%で、前年度に

比べ流動負債が減少し現金・預金が増加したことにより123.4ポイント上昇しており、いずれも望ましいとされる水準を上回っていることから、良好な状態と言えます。しかしながら、現在の財政状況は、企業債や一般会計からの繰入金はなく、収支の均衡を保っているとはいえ、今後の見通しは合掌家屋のカヤぶき屋根の維持を初めとする多額の資本的支出が継続することや観光動向の変化などによって決して楽観できるものではありません。

観光施設事業は、地方財政法施行令第46条で公営企業として規定され、同法第6条で独立採算の経営が原則となっています。また、平成23年12月28日付の総務副大臣通知「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」の中で、観光施設事業は、必ずしも住民生活に必要な不可欠なサービスの提供をするものではなく、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業であり、採算性が著しく悪化した場合には、赤字処理のために住民生活に影響を及ぼすおそれがあるとしています。さらに、平成26年8月29日付総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で、観光施設事業について、採算性に加えて、公営の必要性、公営企業による実施の適否について十分に検討するようにと要請されるとともに、中・長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定が求められ、当市においても平成31年度までに策定されることになっています。

以上のことから、下呂温泉合掌村事業の政策的な位置づけを再度しっかりと認識することが重要と考えます。その上で、当地域の文化や魅力の発信の場所として、また観光立市下呂市の観光施設事業として、創意工夫を凝らした活気ある理想的な事業運営を行うことは市の責務であると考えます。ついては、さらなる努力を望むものであります。

最後に、88ページ下段の結びをごらんください。

下呂市立金山病院事業会計決算の状況を見ますと、当年度の入院延べ患者数は2万6,268人で、前年度に比べ1,933人、6.9%減少し、外来延べ患者数は4万890人で、前年度に比べ4,139人、9.2%減少しています。また、全病床の病床利用率は72.7%で、前年度に比べ5.3ポイント低下しています。

経営成績を見ますと、医業収益は11億8,433万4,954円で、前年度に比べ6,786万1,323円、5.4%減少しています。医業収益の内訳を見ますと、入院収益は、患者数や手術件数の減少により、前年度に比べ5,000万1,203円、7.2%減少しています。外来収益についても、患者数の減少などにより前年度に比べ1,834万9,347円、4.1%減少し、救急病院に係る一般会計からの繰入金などのその他医業収益は、前年度と比べるとほぼ横ばいで48万9,227円、0.5%増加しています。一方で、医業費用は14億280万3,249円で、前年度に比べ、主に正職員の増員などにより給与費は増となったものの、患者数の減などに伴う材料費の減や経営改革プラン策定に係る委託料の皆減などに伴う経費の減により865万4,564円、0.6%とわずかですが減少しています。その結果、医業損益は2億1,846万8,295円となり、前年度に比べ5,920万6,759円、37.2%と大幅に増加し、医業収支比率は、前年度に比べ4.3ポイント悪化し84.4%となっています。医業損失に医業外収益、医業外費用を加減した結果、336万4,960円の経常利益が計上されていますが、前年度に比べ

9,037万9,195円、96.4%と大幅に減少しています。なお、経常利益が発生したのは、主に地方公営企業法で定められた不採算地区等に係る一般会計からの繰入金や長期前受金戻入などの医業外収益によるものです。このため経常収支比率は、前年度より6.2ポイント悪化し100.2%となりました。経常利益に特別利益、特別損失を加減した当年度の純損失は3,299万7,604円となっています。純損失が生じたのは、平成28年度分の一般会計繰入金の精算に係る返還金が特別損失として計上されたためです。その結果、総収支比率は97.8%となり、前年度に比べ8.5ポイント低下しています。当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は11億9,445万8,755円となっています。

次に、財政状態を見ますと、当年度末の企業債未償還残高は、前年度に比べ7,519万9,016円、4.7%減少して、15億961万6,724円となっています。財務の安全性を示す自己資本構成比率は27.4%で、前年度に比べ0.9ポイント低下しています。なお、平成28年度の県内市の病院事業における平均値は50.8%で、これを大きく下回っています。また、短期債務に対する支払い能力の度合いを示す流動比率は117.6%で、前年度に比べ12.2ポイント低下しています。流動比率の平成28年度の県内市の病院事業における平均値は342.9%で、当市はこれを大きく下回っています。

慢性的な赤字体質が続く中で、診療報酬改定を見込んだ療養病棟入院基本料の見直しなどによる収入の確保が図られ、リフレッシュ医療機器の導入や新電力の導入が行われるなど、当年度においても経費の削減について、病院一丸となって取り組まれたことは評価するものであります。平成29年3月に策定された下呂市立金山病院改革プランに基づき、引き続き経営改善に向けて一層努力されることを要望します。

当年度の一般会計からの繰入額は2億9,603万6,000円で、これにより経常収支は黒字となっています。繰入額の全ては地方公営企業法で定められた経費の負担の原則による負担金、出資金等で、毎年度、総務副大臣より通知される繰り出しの基準に合致しており、普通交付税の基準財政需要額へ算入されるなどの交付税措置が行われます。地方公営企業法第17条の2では、金山病院の場合で見ますと、経費について公営企業の経営に伴う収入をもって充てるものと、性質上能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てるものが客観的に困難な場合、一般会計が負担するものとに分けられています。

地方公営企業法第3条では、経営の基本原則として、経済性の発揮と公共の福祉の増進が掲げられていますが、経費の負担の原則はこの二律背反的な経営原則に対し、緩衝作用の役割を果たしているものと思われます。一般会計と金山病院事業会計の財政状況は、今後一層厳しさを増すものと考えられます。こうした中で、地域医療確立のために、経営に伴う収入と一般会計の負担の適切なバランスを保ちながら地方公営企業法繰出金及び繰入金を効率的かつ効果的に運用されることを望むものであります。

以上で、平成29年度決算審査の結果報告といたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本13件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認第1号から認第13号までの13議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認第1号から認第13号までの13議案について、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（今井政嘉君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の会議は9月13日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時50分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月3日

議 長 今 井 政 嘉

署名議員 10番 一 木 良 一

署名議員 11番 吾 郷 孝 枝